

第9回 憲法統治機構論の基礎 1 ——国会 (続き)

2. 国会の組織

- 国会は、衆議院と参議院とによって構成される (42条)。

衆議院		参議院
_____ 人	定数	_____ 人
__ 年 (_____制度あり)	任期	__ 年 (3年ごとに半数改選)
満 18 歳以上	選挙権	満 18 歳以上
満 __ 歳以上	被選挙権	満 __ 歳以上
小選挙区 (_____区) → _____人 比例代表選出 (11 ブロック) → _____人	選出方法	選挙区 (_____区) → _____人 比例代表選出 (全国) → _____人

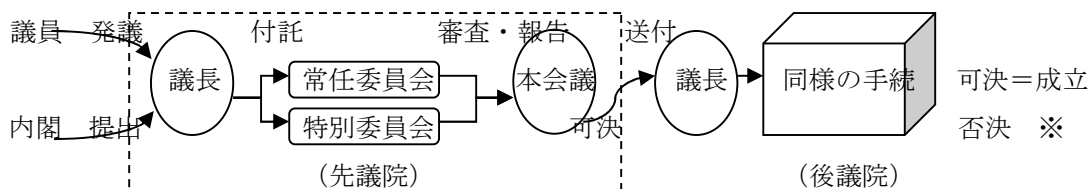
- 二院制は、通常、民選議員で構成される下院と、上院からなる。上院の構成には、貴族院型、連邦型、民主的第二次院型などがある。
- 二院制の意義としては、議会の専制の防止、下院と政府との衝突の緩和、下院の軽率な行為・過誤の回避、民意の忠実な反映などが考えられる。

3. 国会の権能・議院の権能

- 国会の権能には、皇室財産の授受の議決権 (8条)、法律案の議決権 (59条)、予算の議決権 (60条)、条約締結の承認権 (61条)、弾劾裁判所の設置権 (64条)、行政監督権 (66条3項)、内閣総理大臣の指名権 (67条)、財政統制権 (83~91条)、憲法改正の発議権 (96条) がある。
- 議院の権能には、議員の逮捕許諾権・会期前に逮捕された議員の釈放要求権 (50条)、議員の資格争訟の裁判権 (55条)、役員選任権 (58条1項) などの内部組織に関する自律権と、議院規則制定権 (58条2項) や議員懲罰権 (同条) などの運営に関する自律権のほかに、国政調査権 (62条) がある。

4. 国会の活動方法

- 国会の権能は、原則として両議院の議決の一致により行使される。
- 国会は、会期という一定の期間のみ、その権能を行使する。国会には、常会（52条）、臨時会（53条）、特別会（54条1項）の区別がある。そのほかに、衆議院が解散されてから、特別会が召集されるまでの間に、国会の開会を必要とする緊急事態が生じたときに、参議院のみで緊急集会を行い、国会を代行できる（54条2項但書、3項）。



※ 両院で議決が異なった場合には、両院協議会（そこで成案を得る）が開かれることもある。衆議院先議で参議院否決の場合には、衆議院で2/3の再可決によって法律は成立する。

- 法律案の制定（59条）、予算の議決（60条2項）、条約締結の承認（61条）、内閣総理大臣の指名（67条2項）に関して、衆議院に議決上の優越が認められる。
- 予算の審議は衆議院が先議であり（60条1項）、内閣不信任決議権（69条）は衆議院にしか認められない。

次回予告

次回は、日本国憲法に定める内閣と行政権の規定を概観しながら、議会と政府との関係はどうあるべきかと、国民と政府との関係はどうあるべきかについて、考えていくことにしましょう。

アメリカ合衆国のように、政府（大統領）を国民が選挙で直接選べる方法と、わが国のような、議会の議員が政府（内閣）を選ぶ方法とでは、統治機構の制度として、どちらが優れていると思いますか。